

II. 連結会計年度の開示事項

連結の範囲等に関する事項

当金庫には、子会社として「但陽ビジネスサービス株式会社」があります。同社は、その資産、経常利益、当期純損益及び利益剰余金等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しておりますが、自己資本比率告示(平成18年3月金融庁告示第21号)に基づき連結自己資本比率を算出する範囲に含めております。

また、同社は、当金庫の現金精査並びに整理業務、現金自動預入払出機の現金装填・回収業務等を行っておりますが、資金移動及び自己資本の移動にかかる制限等はございません。

なお、パーゼルⅢで求められている「連結」における2事業年度の開示事項のうち、「単体」と同一内容の開示については記述を省略し、その旨と単体の該当箇所(ページ)を表示しております。なお、パーゼルⅢ第3の柱の開示において、単体と同様に「標準的手法」「国内基準」を採用しています。

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	平成28年度	経過措置による 不算入額	平成29年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	44,800		45,830	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,050		1,053	
うち、利益剰余金の額	43,812		44,839	
うち、外部流出予定額(△)	63		63	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-		-	
うち、為替換算調整勘定	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	-		-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	54		60	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	54		60	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額…(イ)	44,855		45,890	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	87	58	94	23
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	87	58	94	23
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	25	16	57	14
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額…(ロ)	112		152	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))…(ハ)	44,743		45,737	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	228,080		246,925	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 9,010		△ 6,737	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	58		23	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、退職給付に係る資産	16		14	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 9,085		△ 6,775	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	16,591		16,296	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額…(ニ)	244,672		263,221	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	18.28%		17.37%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	228,080	9,123	246,925	9,877
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	236,899	9,475	252,764	10,110
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	1,321	52	1,316	52
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	39,402	1,576	41,596	1,663
法人等向け	52,356	2,094	57,172	2,286
中小企業等向け及び個人向け	64,709	2,588	67,883	2,715
抵当権付住宅ローン	13,209	528	12,752	510
不動産取得等事業向け	14,626	585	15,480	619
3ヵ月以上延滞等	1,089	43	920	36
取立未済手形	56	2	79	3
信用保証協会等による保証付	3,523	140	3,823	152
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	4,145	165	5,751	230
出資等のエクスポージャー	4,145	165	5,751	230
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	42,457	1,698	45,986	1,839
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	17,115	684	19,828	793
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,438	137	3,438	137
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,662	106	2,542	101
上記以外のエクスポージャー	19,241	769	20,177	807
②証券化エクスポージャー	99	3	227	9
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	491	19
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	74	2	38	1
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△9,085	△363	△6,775	△271
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	90	3	178	7
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	1	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	16,591	663	16,296	651
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	244,672	9,786	263,221	10,528

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。

4. 「抵当権付住宅ローン」とは、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分満たされているものを指します。

5. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

6. 「上記以外」は、ポートフォリオごとの区分に分類することが困難なもので、主なものは仮払金、前払費用、固定資産、繰延税金資産等です。

7. 当金庫グループは「基礎的手法」によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

8. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3か月以上延滞 エクスポージャー			
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度		
国 内		719,524	755,436	1,642	1,506	243,255	255,295	314	610	2,788	2,433
国 外		26,860	28,634	—	—	26,860	28,634	—	—	—	—
地 域 別 合 計		746,385	784,070	1,642	1,506	270,116	283,930	314	610	2,788	2,433
製 造 業		42,433	40,663	231	230	16,764	13,045	—	—	469	216
農 業、林 業		157	219	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業		95	159	—	—	—	—	—	—	49	47
鉱業、採石業、砂利採取業		7	15	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		21,925	25,427	320	310	400	400	—	—	156	97
電気・ガス・熱供給・水道業		4,784	5,404	—	—	4,728	5,324	—	—	—	—
情 報 通 信 業		2,097	1,975	—	—	1,804	1,604	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業		7,889	7,839	—	—	3,713	3,309	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業		20,846	21,786	83	68	3,504	3,205	—	—	171	171
金 融 業、保 険 業		211,077	219,301	404	161	26,455	24,870	0	0	34	52
不 動 産 業		33,098	34,902	66	186	1,713	2,513	—	—	1,624	1,547
物 品 質 貸 業		285	285	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術 サービス業		1,466	1,435	—	—	—	—	—	—	1	0
宿 泊 業		41	94	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		2,461	2,903	—	—	—	—	—	—	52	62
生活関連サービス業、 娯楽業		3,651	4,252	32	31	—	—	—	—	4	1
教育、学習支援業		1,223	1,584	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		14,922	15,924	0	—	—	—	—	—	76	72
その他のサービス		7,824	8,452	448	468	—	300	—	—	82	100
国・地方公共団体等		229,225	244,198	—	—	196,047	208,985	—	—	—	—
個 人		105,107	106,660	53	49	—	—	—	—	65	62
そ の 他		35,759	40,581	—	—	14,983	20,370	314	609	—	—
業 種 別 合 計		746,385	784,070	1,642	1,506	270,116	283,930	314	610	2,788	2,433
1 年 以 下		119,301	172,728	413	691	10,352	15,271	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下		122,963	96,435	312	72	31,273	42,058	17	6	—	—
3 年 超 5 年 以 下		89,443	129,337	184	151	57,895	96,518	8	11	—	—
5 年 超 7 年 以 下		111,148	52,846	55	70	81,068	27,850	—	10	—	—
7 年 超 10 年 以 下		76,158	98,456	555	301	36,732	37,569	271	564	—	—
10 年 超		175,546	192,518	120	218	52,701	63,126	2	12	—	—
期間の定めのないもの		51,822	41,747	—	—	92	1,535	13	4	—	—
残 存 期 間 別 合 計		746,385	784,070	1,642	1,506	270,116	283,930	314	610	2,788	2,433

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、固定資産、繰延税金資産、未収利息等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単体における開示内容と同一です。(P. 53に掲載)

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単体における開示内容と同一です。(P.54)

二. リスクウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	8,341	242,838	6,951	257,422
10%	—	34,283	—	34,046
20%	22,026	181,015	23,580	190,259
35%	—	37,969	—	36,648
50%	78,296	1,548	79,275	1,666
75%	—	49,005	—	51,588
100%	3,972	85,160	5,633	91,726
150%	—	158	—	232
200%	—	301	—	100
250%	—	1,653	—	4,364
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	491	—
合計	746,572		783,989	

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.55)

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.55)

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.56)

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.56～57)

(7) 金利リスクに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.57)

(8) オペレーショナル・リスクに関する事項

【基礎的手法による算出】

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
オペレーショナル・リスク相当額	1,327	1,303
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	16,591	16,296

(注)「基礎的手法」を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、1年間の粗利益に15%を乗じて得た額の直近3か年の平均値です。